

市民意見募集手続の結果について

1 計画等の案の名称 上田市歴史的風致維持向上計画（案）

2 募集期間 令和 4 年 9 月 16 日（金曜日）から令和 4 年 10 月 16 日（日曜日）まで

3 実施結果

（1）件数 5 件（1 人）

（2）提出方法

持参	郵便	電子メール	ファクシミリ	計
5 件（1 人）	0 件（0 人）	0 件（0 人）	0 件（0 人）	5 件（1 人）

4 意見区分と対応

	意見の区分	対応	件数
①	反映する意見	意見等の内容を反映し、案を修正するもの	0
②	同様の意見	意見等と同趣旨の内容が案に盛り込まれているもの	0
③	参考・検討する意見	実施段階で検討・参考とするもの	5
④	その他の意見	その他の意見	0

5 意見に対する市の考え

No	該当箇所 (ページ等)	意見の概要 (要旨)	市の考え方	意見 区分
1	第 6 章 p6-15	上田市歴史的風致維持向上計画に事業として位置付けるのであれば、計画決定前に関係者へ説明を行い、了解を得るべきであると考えます。	十分な説明を行ったうえで、事業を計画、実施してまいります。	③
2	第 5 章 p5-2	文化財の修理（整備）に関する方針として、市の積極的な支援を明記していただきたい。	文化財ごとに個別の措置が必要となるため、本計画では全体的な方針を定めております。	③
3	第 8 章 p8-1	市の策定する計画であれば、市の役割や支援のあり方などについて、具体的に記載されてもよいのではないかと考えます。	建造物ごとに個別の措置が必要となるため、本計画では全体的な管理の指針を定めております。	③
4	第 8 章 p8-1	歴史的風致形成建造物に指定されることのメリットがわかりにくく、建造物所有者等の同意が得にくいのではないかと考えます。	関係者への十分な説明や協議を行ってまいります。	③
5	計画案全体	観光客の増加は、建造物所有者等にとっては負担の増加になる可能性があることをご理解いただき、建造物所有者等に配慮した計画となるようご検討いただきたい。	いただいた御意見については、計画の推進や事業の実施において参考にさせていただきます。	③

※類似の意見はまとめて回答しているため、提出件数と一致しない場合があります。